

# 制度が変わります かいいごほけん



## 平成27年 4月からの主な改正点

### 1 特別養護老人ホームの 新規入所対象が変わりました

これまでは、「要介護1」から入所できましたが、中重度の待機者の解消を図るため、原則「要介護3以上」の方に限定されます。

※要介護1・2の方でも、やむを得ない事由により認められたときは、入所することができます。

※既に入所している要介護1・2の方については、引き続き入所できます。

**！ 入所は要介護3以上に**

**介護保険** 制度は、介護が必要になった高齢者やそのご家族を社会全体で支える仕組みです。3年に一度、制度の見直しを行い、地域に必要なサービスの種類や費用に基づいて保険料も改定されます。

### 2 介護保険料が変わりました

#### 所得段階別介護保険料

第6期保険料基準額(月額) ▶▶ 4,866円

(単位:円)

所得段階	所得段階の内容	基準額に対する割合	年額	月額
第1段階	①生活保護受給者 ②世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者 ③住民税世帯非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.45	26,200	2,189
第2段階	住民税世帯非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の人	0.72	42,000	3,503
第3段階	住民税世帯非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	0.72	42,000	3,503
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.90	52,500	4,379
第5段階 (基準額)	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	1.00	58,300	4,866
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.10	64,200	5,352
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	1.25	72,900	6,082
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	1.50	87,500	7,299
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が290万円以上の人	1.70	99,200	8,272

介護保険料は、必要とされるサービスにかかる費用に基づいて決まります。住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、各施設整備を行い利用できるサービスの充実を図りました。このため、介護保険料は前回と比べて増額となりました。

**！ 所得段階が7段階から9段階になりました**

**！ 第1段階の保険料を軽減しました**

# 1

## 一定以上の所得がある方の利用者負担が変わります

現在、介護サービスを利用した場合、利用者負担は1割ですが、8月からは、所得が一定以上ある65歳以上の方は2割負担となります。

◆合計所得金額<sup>※</sup>が年間160万円以上で、年金収入等とその他の合計所得金額が単身で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上の方

自己負担割合がわかるように

「負担割合証」が発行されます



**一定以上の所得のある方は2割負担になります**

### 「一定以上所得」の判定基準

本人の合計所得金額<sup>※</sup>が160万円未満

本人の合計所得金額<sup>※</sup>が160万円以上

1割負担

2割負担

同一世帯の1号被保険者の

年金収入 + その他の合計所得金額 < 単身=280万円  
2人以上=346万円 → 1割負担

(※)合計所得金額…収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額

# 2

## 高額介護サービス費の限度額が変わります

1か月ごとの利用者負担が限度額を超えたときに、申請により超えた額を「高額介護サービス費」として払い戻しを受けることができます。

その限度額のうち、医療保険の現役並み所得<sup>※</sup>に相当する方は、月額37,200円から44,400円に引き上げられます。

(※)現役並み所得…課税所得145万円以上で年収が520万円以上(単身の場合383万円以上)

対象者	自己負担限度額(月額)
(新設) 現役並み所得者	44,400円(世帯)
一般	37,200円(世帯)
市町村民税非課税等	24,600円(世帯)
年金収入80万円以下等	15,000円(個人)



**現役並み所得者は44,400円になります**

# 3

## 居住費・食費の軽減対象が変わります

介護保険施設に入所(短期入所含む)する際の居住費や食費は自己負担ですが、住民税非課税世帯の利用者については負担が軽減されていました。多額の預貯金等がある場合は、軽減の対象外となります。

◆預貯金額…単身1,000万円(夫婦世帯で2,000万円)を超える場合は対象外

◆配偶者所得…施設入所時に世帯が分かれても、配偶者が課税者であれば課税世帯となり対象外



**多額の預貯金や配偶者に所得があれば対象外となります**

お誘いあわせの上  
ぜひご参加ください

介護保険制度及び制度改正についての

## 住民説明会 を開催します

◆日時 5月29日(金) ① 13:30~ ② 18:30~

◆会場 生涯学習センター 202号室



※お問い合わせは、保健福祉課介護保険担当(☎2-4296)まで